



強引な訪問販売・訪問購入に要注意！！

断っているのにしつこく勧誘を続ける訪問販売への相談が寄せられています。最近では「電気給湯器」の勧誘が増えています。

自宅に設置している電気給湯器の無料点検をするという事業者から電話があったの。断ったのに、家まで来て、法律で点検と交換時期が決められていると言われたわ。本当かしら。



今なら国の補助金が得られるとあって訪問してきた事業者に、電気給湯器の交換を勧められた。断っても「あなたの得になることだから」としつこい勧誘が続いた。仕方なく契約してしまったが、高額なので解約したい。

- ・電気給湯器に法定点検の義務はありません。点検や交換を希望する場合は契約先事業者やメーカー等に相談しましょう。
- ・電気給湯器に補助金制度はありますが、得られる補助金には上限があったり、補助を得るための条件があったりします。契約前によく確認しましょう。
- ・訪問販売や電話勧誘販売による契約は、クーリング・オフできる可能性があります。お困りのときは、消費生活センターに相談してください。

訪問購入をきっかけとした犯罪まがいのトラブルも増えています。

不用品があれば
なんでも
買い取り
ます



貴金属もあり
ますか？



貴金属を見せ、目を
離した際に・・・

持ち去ら
れたあ



- ・突然訪問してきた訪問購入業者は絶対に家に入れないようにしましょう！
- ・購入業者の来訪時は一人で対応せず、目を離さないようにしましょう！！

消費生活相談はまずはお電話で **海部地域消費生活センター**



0567-23-0150 まで

対 象 : 海部地域の市町村に在住・在勤・在学の方
相談日時 : 月曜から金曜 9:00~16:30 ※国民の休日と12月29日~1月3日を除く
住 所 : 津島市西柳原町1丁目14番地 (愛知県海部総合庁舎1階)